

2019 年 2 月 21 日

報道関係各位

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会  
SARTRAS 事務局

新たに創設される授業目的公衆送信補償金制度に基づき、補償金を受取る団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会が文化庁長官の指定を受けました

去る 2019 年 1 月 22 日、わが国の各分野を広くカバーする著作権、著作隣接権管理事業者等が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使するための団体として設立した、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称 SARTRAS）が、この度、2 月 15 日をもちまして、平成 30 年改正著作権法第 104 条の 11 第 1 項に基づき、文化庁長官より授業目的公衆送信補償金（以下、補償金という。）を受ける権利を行使する 団体として指定されました。

今後、SARTRAS は、わが国の ICT 活用教育の推進に資するよう、教育機関設置者が授業目的公衆送信を行う場合に支払うことになる補償金の収受と、権利者への分配業務等を円滑に行うべく、教育機関設置者の関係団体からの意見聴取を進め、法定の手続きに従い、適正な額の補償金の認可を得、補償金管理業務を開始することを目指します。

〔SARTRAS の概要〕

名 称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英 名：Society for the Administration of Remuneration for Public  
Transmission for School Lessons

略 称：SARTRAS

設 立 2019 年 1 月 22 日設立

代表理事：土肥一史（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）

WEB SITE：https://sartras.or.jp

ロゴマーク：



目的：

著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

実施する事業：

- (1) 著作権法第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(定款より)

以上

<当協会に関するお問い合わせ先>

SARTRAS 事務局

担当：野方・伊藤 電話：03-5786-0125 FAX：03-5786-0126

Email：sartras\_info@sartras.or.jp